

【様式1】

学生支援緊急給付金申請書

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の学生支援緊急給付金を申請します。
私が現在、機構の奨学生である場合は、機構が保有する私の口座情報を学生支援緊急給付金の振込先情報として利用することに同意します。

1. 基本情報

		提出年月日	2020年	月	日
所属する学校名		法政大学			
学生証番号					
氏名	カナ（姓）			カナ（名）	
	漢字（姓）			漢字（名）	
生年月日（和暦）		昭和・平成	年	月	日生
		電話番号			
機構の奨学生番号 ※機構の奨学生のみ記入ください。			—		—

2. 振込先情報

※ 機構の奨学生は記入不要です。ただし、機構の奨学生であっても機構に登録している口座が解約済であるなどの理由により、学生支援緊急給付金の受取りに支障がある場合は記入してください（機構の奨学金の登録口座については、別途、変更の届出が必要です）。

口座名義（カナ氏名） ※通帳記載の口座名義人を記入	
------------------------------	--

(ゆうちょ銀行以外の金融機関)

金融機関名・支店名	銀行		支店
	信用金庫		営業所
	農協		出張所
金融機関コード	店舗コード		
預金種別 ※いずれかに○	普通預金		当座預金
口座番号 ※右詰で記入			

(ゆうちょ銀行)

ゆうちょ銀行	記号					
	番号					

インターネット専業「銀行、外資系銀行、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等）は利用できません。休眠口座は利用できません。

3. 申し送り事項

※該当する内容があれば記載してください。なお、こちらに質問などを記載しても返信致しません。

ひとり親世帯である	はい ・ いいえ	○で囲んでください。囲んでいない場合には「いいえ」とみなします。
本人を含む子の人数（就学者・未就学者）ただし社会人は含まない	名	記入がない場合には 1 名とみなします
<p>（事情記入欄）</p> <p>* 大学等 1 年生で予定していたアルバイトがなくなった場合等は、そのような事情を記入ください。</p> <p>* <u>新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等が提出できない場合で、家庭の収入減少等により、家庭からの追加支給が期待できない場合にはその事情を記入してください。</u></p> <p>* 自宅通学生で家庭からの支援が受けられない場合は、事情を記入してください。</p> <p>* 4. の証明書の提出が困難な理由、誰の・どの書類をそろえることができないのかを記入してください。</p> <p>* 他に特別な事情がある場合にも記入してください。</p>		
申請中・申請予定の奨学金等名称	日本学生支援機構（第一種・第二種・給付）・その他（ _____ ）	

4. 添付書類チェックリスト

※ 該当書類のチェック欄に「レ」を記入してください。該当がない場合は、添付する書類名を「その他」に記載のうえ、チェック欄に「レ」を記入してください。

チェック	書類名(全てコピー可)
必須	アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃支払い根拠書類、住民票の写し等どれか一つ(自宅外生のみ)
	新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等（提出可能な場合） 提出ができない場合には、家庭の収入減少等により、家庭からの追加支給が期待できないことを「3. 申し送り事項」に記入。
必須	アルバイト先からの給与明細又は通帳のコピー。2020 年 1 月以降の減額前・減額後の各 1 カ月分 で前月比 50%以上の減少がわかるもの。減額の前後は連続するいずれかの月であること。
必須	2019 年度源泉徴収票・確定申告書のコピーか令和 2 年度の所得証明書のコピー。無収入の場合は提出不要。 ・ 大学院生も含め原則父母のもの（ひとり親家庭は父又は母のもの） ・ 社会人学生は本人（と配偶者）のもの
	【住民税非課税世帯の場合】※修学支援新制度 第 I 区分の方は必要ありません。 令和元年度又は令和 2 年度の非課税証明書のコピー 大学院生も含め原則 本人・父母のもの、社会人学生は本人（と配偶者）のもの
	民間等を含め申請が可能な支援制度を利用している・利用予定であることがわかるもの（提出可能な場合）
	振込先に指定した口座の通帳またはキャッシュカードのコピー（日本学生支援機構奨学金受給中の方は提出不要。申請中・予定の方は提出必要）
	その他（ _____ ）
必須	【様式 2】学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書

ご記入いただいた情報は、機構の学生支援緊急給付金のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、文部科学省、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。